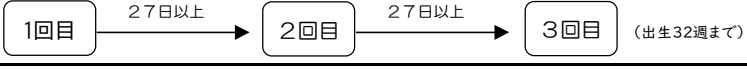
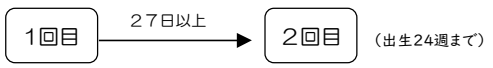
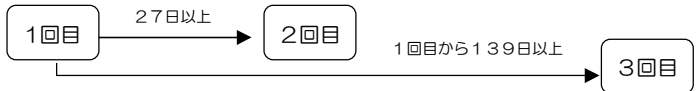
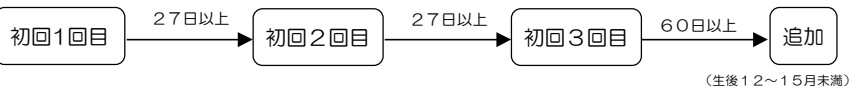
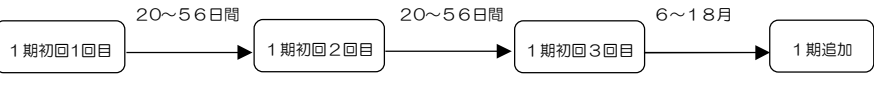
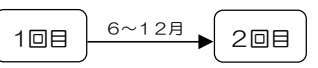
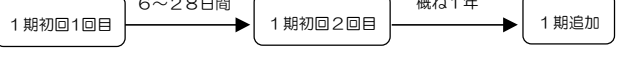
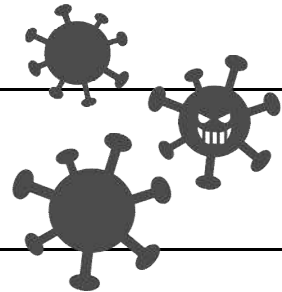


# 令和8年度予防接種カレンダー

## ■ 子どもの予防接種の種類

| 予防接種名  | 対象年齢<br>(標準年齢)  | 標準的な接種間隔・注意事項等   | 予診票<br>の配付   |
|--|---|--|--|
| ロタウイルス<br>感染症<br>◇ 経口生ワクチン                                 | ロタテック<br><br>生後6～<br>生後32週0日まで                                | 第1回目: 生後2月から出生14週6日まで<br>第2回目: 1回目の接種から27日以上の間隔をあけて接種<br>第3回目: 2回目の接種から27日以上の間隔をあけて接種(接種は出生32週まで)<br>        |  |
|  | または<br><br>ロタリクス<br><br>生後6週～<br>生後24週0日まで                    | 第1回目: 生後2月から出生14週6日まで<br>第2回目: 1回目の接種から27日以上の間隔をあけて接種(接種は出生24週まで)<br>  |  |
| B型肝炎<br>◇ 不活化ワクチン  | 生後1歳未満<br>(生後2～9月未満)  | 第1回目: 生後2か月以降に1回目の接種をおこなう<br>第2回目: 1回目接種終了後、27日以上の間隔で2回目の接種をおこなう<br>第3回目: 1回目接種終了後、139日以上の間隔で3回目の接種をおこなう<br> | 出生6週頃に<br>最初の1枚を<br>郵送<br><br>その後は<br>市内指定医療機関<br>から配付 |
| 母子感染予防を目的に、健康保険適用でB型肝炎ワクチンの接種を受けた方は、定期の予防接種の対象外です。         |   |  |  |
| 小児用肺炎球菌<br>◇ 不活化ワクチン                                       | 生後2～60月未満<br>(初回接種開始は<br>生後2～7月未満、<br>追加接種は<br>生後12～15月未満)    | 開始が<br>生後2～7月未満<br><br>初回: 生後24月未満に、27日以上の間隔で3回接種<br>(ただし2回目の接種が生後12月を超えた場合、3回目の接種は行わない)<br>追加: 生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔で1回接種  |  |
|  |   | 開始が<br>生後7～12月未満<br><br>初回: 生後24月未満に、27日以上の間隔で2回接種<br>追加: 生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔で1回接種  |  |
|  |   | 開始が<br>生後12～24月未満<br><br>60日以上の間隔で2回接種   |  |
|  |   | 開始が<br>生後24～60月未満<br><br>1回接種で完了   |  |
|  |   | 例) 生後2～7月までに接種を開始した場合<br>  |  |
| 5種混合<br>◇ 不活化ワクチン<br><br>・ジフテリア・破傷風<br>・百日せき・ヒブ<br>・不活化ポリオ | 生後2～90月未満<br>(1期初回は<br>生後2～7月未満、<br>1期追加は3回目接種<br>終了後6～18月未満) | 1期初回: 20日以上の間隔で3回接種<br>1期追加: 1期初回接種(3回目)終了後、6～18月の間隔で1回接種<br>  | 出生6週頃に<br>4回分まとめて<br>郵送                                |
| BCG<br>◇ 注射生ワクチン   | 生後1歳未満<br>(生後5～8月未満)  | 接種後10日以内に接種部位の赤みやはれ(コッホ現象)が生じた場合は、接種した医療機関へ相談してください。   | 出生6週頃に<br>郵送   |
| 水痘(みずぼうそう)<br>◇ 注射生ワクチン                                    | 生後12～36月未満<br>(接種開始12～15月未満)                                  |   | 生後12月頃に<br>(11か月の月末)<br>2回分まとめて郵送                      |
| 麻疹及び風しん<br>◇ 注射生ワクチン                                       | 【第1期】<br>生後12～24月未満   | 1歳になったら早めに接種を受けてください。  | 生後12月頃に<br>(11か月の月末)<br>郵送                             |
|  | 【第2期】<br>就学前の1年間  |  | 就学1年前に<br>(年中の3月末)<br>郵送                               |
| 日本脳炎<br>◇ 不活化ワクチン  | 【第1期】<br>生後6～90月未満<br>(第1期初回は3歳、<br>第1期追加は4歳)                 | 1期初回: 6～28日の間隔で2回接種<br>1期追加: 1期初回接種(2回目)終了後、概ね1年で1回接種<br>  | 3歳頃に<br>(誕生日の月末)<br>3回分まとめて<br>郵送                      |
|  | 【第2期】<br>9歳以上13歳未満<br>(9歳)                                    | 平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた20歳未満の方で、第1期、第2期が終了していない方は、不足分を公費で接種することができます。ご希望の方は、予診票をお渡しますので、親子(母子)健康手帳を持って子ども家庭課までお越しください。  | 9歳頃に<br>(誕生日の月末)<br>郵送                                 |
| 二種混合<br>◇ 不活化ワクチン<br>・破傷風・ジフテリア                            | 11歳以上13歳未満  | 4種混合(または3種混合)1期の接種が済んでいない場合は、二種混合を接種しても効果が十分でないことがありますので、子ども家庭課(電話0561-56-0210)へご連絡ください。   | 11歳頃に<br>(誕生日の月末)<br>郵送                                |

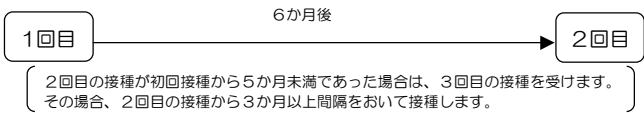


※標準年齢:接種年齢の中でも、より接種が望ましい年齢

※法律等の改正により、予防接種の種類、対象年齢等が変更される場合があります。

※法に基づいて行うA類定期予防接種の自己負担金は無料です。

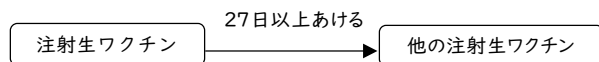
※市内指定医療機関以外で接種を受ける際は事前に申請が必要です。

| 予防接種名              |       | 対象年齢<br>(標準年齢)                     | 標準的な接種間隔・注意事項等  | 予診票<br>の配付  |
|--------------------|-------|------------------------------------|---|---|
| HPV感染症<br>の不活化ワクチン | シルガード | 小学6年生～<br>高校1年生相当の女子<br>(中学1年生の女子) | 1回目接種を14歳まで(15歳の誕生日の前日まで)に受けた場合、6か月以上の間隔を置いて2回目を接種<br><br>2回目の接種が初回接種から5か月未満であった場合は、3回目の接種を受けます。<br>その場合、2回目の接種から3か月以上間隔を置いて接種します。<br>15歳の誕生日以降に1回目の接種を受ける場合、2月の間隔を置いて2回接種した後、1回目の接種から6月の間隔を置いて3回目を接種 | 小学6年生の<br>時期に(令和8<br>年度は中学校<br>1年生にも)最<br>初の1枚を個別<br>郵送<br>その後は市内<br>指定医療機関<br>から配付 |

#### ■ 予防接種と予防接種の間隔

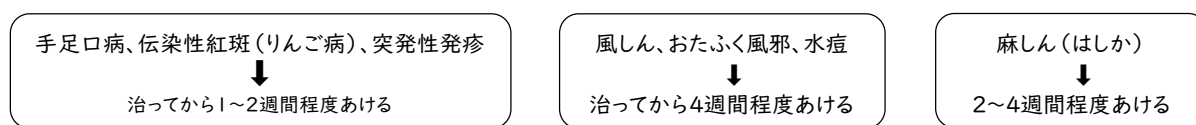
不活化ワクチン、経口生ワクチン(注射生ワクチン以外)については接種間隔の制限はありません。

ただし、同一のワクチンはそれぞれの接種間隔を守ってください。



#### ■ 予防接種と病気の間隔

以下の病気にかかった後は、間隔をあけて接種をしましょう(医師の判断に基づきます。)



#### ■ 予防接種を接種する場合の同伴者について

2次元コードから市のホームページにアクセスできます、委任状の様式もダウンロードできます。

予防接種を受けに行く場合は、原則、保護者(父、母等親権を行う者)の同伴が必要ですが、保護者がやむを得ない理由で同伴することができない場合、お子さんの健康状態を普段からよく知っており、予診票の質問事項についてしっかり回答できる親族(祖父母等)などが、同伴することで予防接種を受けることができます。この場合、委任状が必要となります。委任状は保護者の方が記載し、接種を受ける際に予診票といっしょに医療機関に提出してください。

委任状は、子ども家庭課または医療機関に置いてあります。また、ホームページからもダウンロードすることができます。



「子どもの予防接種について」

#### ■ 市内指定医療機関以外での接種について ☆詳細は市ホームページでご確認ください

事前に子ども家庭課へ申請が必要になります。子ども家庭課で申請を受け付けてから、書類の作成に10日～2週間程度のお時間がかかります。余裕をもってご申請ください。

申請後に医療機関宛での依頼書(広域申請の場合は連絡票)と予診票を郵送しますので、届いてから接種を受けに行ってください。

接種を受ける医療機関を変更する場合は再度申請が必要になりますので、ご注意ください。依頼書または連絡票の有効期限が切れた場合も再度申請が必要になります。

以下の2次元コードから、市のホームページにアクセスできます。電子申請も行うことができます。



←愛知県広域予防接種事業の接種協力医療機関で接種をされる場合は「愛知県広域予防接種について」のページをご確認ください。



←愛知県外の医療機関または愛知県広域予防接種事業の接種協力医療機関以外で接種をされる場合は「子どもの長久手市定期予防接種助成金について」のページをご確認ください。

#### ■ 転出する場合について

長久手市の定期予防接種予診票は異動日(転出日)から使用できません。異動日に長久手市の予診票を使用して接種した場合は自費になりますのでご注意ください。異動日以降の予防接種の受け方については、転入先の市町村にお問い合わせください。

☆ 医療機関に置いていない予診票がお手元ない場合は、子ども家庭課でお渡しできます。親子(母子)健康手帳を忘れずにお持ちください。親子(母子)健康手帳で接種歴を確認できない場合は、お渡しすることができません、ご注意ください。

#### ◎RSウイルス感染症ワクチン(妊娠中)について

対象年齢:妊娠28週0日～妊娠36週6日までの方

接種回数:妊娠毎に1回(過去の妊娠で接種歴がある方も対象)

予診票の配付:個別通知後に接種する医療機関に応じた申請を行ってください。

詳細は個別通知をご確認ください。長久手市ホームページにも情報が掲載されていますので、ご確認ください。

